

社会インフラへのモニタリング技術の活用推進に
関する技術研究開発に係る公募要領

平成26年9月

国土交通省大臣官房技術調査課

目 次

1. 公募の件名	1
2. 概要	1
2.1 意義・目標等【共通】	1
2.2 対象技術【共通】	2
2.3 公募の種類と技術研究開発のテーマ【共通】	3
2.4 研究期間【共通】	6
2.5 参加方式【共通】	6
2.6 実施スケジュール（予定）【共通】	6
3. 応募資格・条件	7
3.1 応募資格【共通】	7
3.2 実施に当たっての条件【共通】	7
4. 応募方法	9
4.1 提案書の作成に当たって【共通】	9
4.2 提出書類・提出期限等【共通】	9
4.3 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録【共通】	10
4.4 提案書に不備があった場合【共通】	10
4.5 説明会の開催【共通】	10
4.6 注意事項【共通】	10
5. 委託契約による費用の支援	11
5.1 採択予定数等【参加方式 A】	11
5.2 委託契約の条件等【参加方式 A】	11
5.3 契約主体【参加方式 A】	12
5.4 契約期間【参加方式 A】	12
5.5 委託費の支出可能日について【参加方式 A】	12
6. 委託費の範囲	13
6.1 直接経費【参加方式 A】	13
6.2 間接経費【参加方式 A】	15
6.3 申請できない経費【参加方式 A】	15
7. 採択案件の選定	16
7.1 審査の方法【共通】	16
7.2 審査の手順【共通】	16
7.3 ヒアリング審査の出席者【共通】	16

7.4 審査基準【共通】	16
7.5 採択結果の公表及び通知【共通】	18
7.6 施設管理者との調整、施設管理者との協定の締結について【共通】	18
8. 個人情報等の取扱い等【共通】	18
9. 知的財産権に関する事項	18
9.1 参加方式Aの場合【参加方式A】	18
9.2 参加方式Bの場合【参加方式B】	20
10. 技術研究開発の成果に関する取り扱い	21
10.1 成果報告書の作成【共通】	21
10.2 技術研究開発の成果の発表【共通】	21
10.3 技術研究開発の終了時評価【共通】	21
10.4 技術研究開発の追跡調査・評価【共通】	21
11. 技術研究開発の参加者の責務等	22
11.1 守秘義務【共通】	22
11.2 研究費の不正使用・不正受給について【参加方式A】	22
11.3 研究上の不正行為への対応【共通】	23
12. その他	24
12.1 技術研究開発の管理【共通】	24
12.2 技術研究開発の休止について【共通】	24

<別紙>

- 別紙 1-1 橋梁分野の公募要件等について
- 別紙 1-2 のり面・斜面分野の公募要件等について
- 別紙 1-3 河川堤防分野の公募要件等について
- 別紙 1-4 モニタリング技術を社会インフラの維持管理業務へ適用するための技術的検証の公募要件等について
- 別紙 2-1 平成 26 年度提案書等の作成方法 【公募方法①】
- 別紙 2-2 平成 26 年度提案書等の作成方法 【公募方法②】
- 別紙 2-3 平成 26 年度提案書等の作成方法 【公募方法③】
- 別紙 3 説明会登録書式

国土交通省は、モニタリング技術に関し、産学官が連携しながら、現場実証を通じてその有効性を評価・分析すること等により技術開発等を推進するために、「社会インフラのモニタリング技術活用推進検討委員会」(以下単に「委員会」という。)を設置し、現場ニーズやモニタリング技術に求める要件の調査・検討を行ってきました。

本事業は、委員会の取り組みの一環として、技術研究開発の公募を行うものです。また、本事業で採択される提案の一部については、「S I P (戦略的イノベーション創造プログラム) / インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」の研究開発項目(1)「点検・モニタリング・診断技術の研究開発」において、委託事業により一部費用の支援を実施いたします。本事業への参加を希望される方は、本要領に従いご応募ください。

なお、本事業は、平成26年度政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画等が変更されることがあります。

1. 公募の件名

- ①「モニタリングシステムの現場実証」
- ②「モニタリング技術を社会インフラの維持管理業務へ適用するための技術的検証」

2. 概要

2.1 意義・目標等【共通】

我が国では、インフラの高齢化が進む中で、2012年の笹子トンネル事故のような重大な事故リスクの顕在化や、維持修繕費の急激な高まりが懸念されます。厳しい財政状況や熟練技術者の減少という状況において、事故を未然に防ぎ、予防保全によるインフラのライフサイクルコストの最小化を実現するためには、新技術を活用しシステム化されたインフラマネジメントが必須です。特に世界最先端のICRT※を活用した技術は、従来のインフラ維持管理市場に新たなビジネスチャンスを生むとともに、同様な課題に向き合うアジア諸国へのビジネス展開の可能性を生むものです。

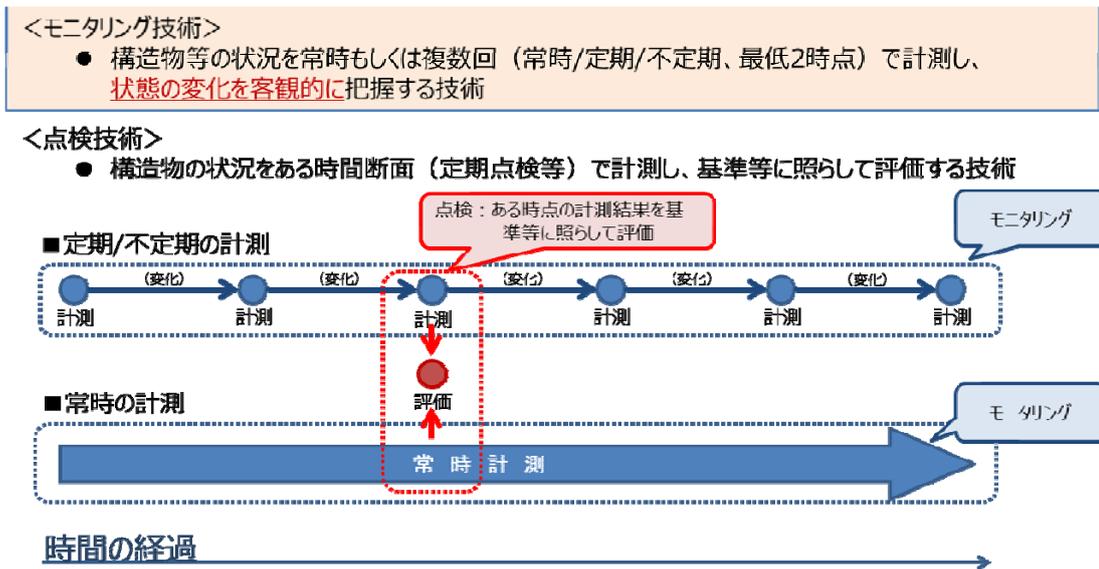
これらの実現のために、本事業では維持管理に関わるニーズと技術開発のシーズとのマッチングを重視し、新しい技術を現場で使える形で展開し、予防保全による維持管理水準の向上を低コストで実現させることを目指します。これにより、国内のインフラを高い維持管理水準に維持するだけでなく、魅力ある継続的な維持管理市場を創造するとともに、海外展開の礎を築きます。

本事業では、社会インフラの維持管理に役立つモニタリング技術に着目し、実用化に向けた現場実証や維持管理業務への適用に必要な技術的検証を行います。

※ICRT : ICT(Information and Communication Technology)+IRT(Information and Robot Technology)

2.2 対象技術【共通】

本事業が対象とするモニタリング技術とは、以下の内容のものとしてします。



(参考) 広辞苑の意味

点 検：一つ一つ検査すること。

⇒検査：基準に照らして、**適不適や異状・不正の有無**などをしらべること。

モニタリング：観測・調査・分析すること。

⇒観測：自然現象の**推移・変化を観察・測定**すること。

⇒調査：ある事項を明確にするためにしらべること。

⇒分析：ある物事を分解して、それを**成立させている成分・要素・側面を明らかに**すること。

出展：第1回委員会 資料5（<http://www.mlit.go.jp/common/001016264.pdf>）の p2 参照

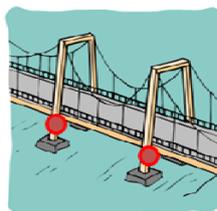
図 1 本事業が対象とするモニタリング技術の定義

モニタリング技術は、維持管理に係る状態の変化等を得ることや、定期点検の間で連続的に起こっている変化を把握するものであり、点検・診断技術のようにある時点の計測結果を基準等に照らして評価するものではありません。

また、固定型（センサーやカメラ等を構造物に設置した上で監視）、移動型（センサーやカメラ等を設置した移動体（車両等）を用いて監視）のいずれのタイプのモニタリング技術も、本事業においてはモニタリング技術の対象とします。

①固定型

センサーやカメラ等を構造物に設置した上で監視
⇒常時監視



②移動型

センサーやカメラ等を設置した移動体（車両等）を用いて監視
⇒定期監視



出展：第1回委員会 資料3（<http://www.mlit.go.jp/common/001016261.pdf>）の p2 参照

図 2 本事業が対象とするモニタリング技術の特徴

また、本事業の技術研究開発で用いることができるモニタリングシステムは、インフラのモニタリングに必要な各種センサ技術、データ伝送技術及び解析技術等が組み合わせられたもの

で、モニタリングシステムで用いるセンサ等の要素技術は、少なくとも現場実証するための基本的な検証等を終えているものとしします。例えば、以下のような状況にある要素技術を指します。

- ・実験レベルでの検証済みの技術
- ・計測対象事象に伴う数値変化は計測できたが、実現場での計測値の検証・評価が不足している技術
- ・特定の場所・分野での設置実績はあるが、それ以外での検証が必要な技術 など

2.3 公募の種類と技術研究開発のテーマ【共通】

公募にはモニタリングシステムの現場実証に係る公募とモニタリング技術を社会インフラの維持管理業務へ適用するための技術的検証に係る公募があり、それらを表 1 のとおり 3 種類の公募方法で公募します。

公募方法①では、特定の事象を把握するためのモニタリングシステムを募集します。

公募方法②では、現状において十分な対応ができていないが、モニタリング技術によって、維持管理を高度化・効率化することが期待されている事項とともに、それに対応するモニタリングシステムを募集します。

公募方法③では、実際の維持管理の業務において、モニタリング技術を適用する具体的方策及びそれを技術的に検証するための技術研究開発を募集します。

また、公募方法①及び②では、橋梁分野、のり面・斜面分野、河川堤防分野を対象に、分野ごとに公募を行います。それぞれの公募方法ごとの具体的なテーマの内容については、次頁以降に示します。提案書はテーマごとに作成してください。

表 1 公募方法ごとの申請内容

件名	公募方法	提案内容
モニタリングシステムの現場実証	公募方法①	特定の事象を把握するための要求性能を満たす技術を提案
	公募方法②	達成事項（把握する事象とその目的）及び当該事象を把握するために必要な技術を提案
モニタリング技術を社会インフラの維持管理業務へ適用するための技術的検証	公募方法③	維持管理業務への適用方策、適用するために必要な技術的検証の内容などを提案

2.3.1 モニタリングシステムの現場実証

現場実証の具体的な対象分野・内容等は以下のとおりです。それぞれの現場実証のテーマに求められる要求性能等の条件の詳細は別紙 1-1～別紙 1-4 に示します。

(1) 橋梁分野（別紙 1-1）

1) 公募方法①

次のテーマごとに提案を募集します。

テーマ①：下部工基礎の洗掘状況把握のためのモニタリングシステムの現場実証

下部工基礎の洗掘状況を把握するために必要なデータを取得、収集・伝送、分析するモニタリングシステムの現場実証

テーマ②：鋼橋における支承部および桁端部等の劣化状況把握のためのモニタリングシステムの現場実証

鋼橋における支承部および桁端部等、アプローチしづらまたは目視確認が困難な箇所の劣化・損傷状況を把握するために必要なデータを取得、収集・伝送、分析するモニタリングシステムの現場実証

テーマ③：コンクリート橋における支承部および桁端部等の劣化状況把握のためのモニタリングシステムの現場実証

コンクリート橋における支承部および桁端部等、アプローチしづらまたは目視確認が困難な箇所の劣化・損傷状況を把握するために必要なデータを取得、収集・伝送、分析するモニタリングシステムの現場実証

テーマ④：床版ひびわれの劣化状況把握のためのモニタリングシステムの現場実証

床版ひびわれの劣化状況等を把握するために必要なデータを取得、収集・伝送、分析するモニタリングシステムの現場実証

2) 公募方法②

次のテーマの提案を募集します。

テーマ⑤：維持管理の高度化・効率化に係るモニタリングシステムの現場実証

現状では、施設管理者は、定期点検要領等、要領類に定められた内容に基づき維持管理を実施しています。

維持管理の現場では、更なる“維持管理の高度化による安全性・信頼性の向上”、“維持管理の効率化によるコストの縮減・平準化”のニーズがありますが、財政面、体制面等の理由から、十分に実施できていないことがあります。

そこで、橋梁の状況の変化をモニタリング技術によって定量的に把握することにより、現状において十分な対応ができていないが、維持管理を高度化・効率化することが期待されていることを実現することを目的とします。なお、具体的な達成事項等は、申請者が提案するものとします。

(2) のり面・斜面分野（別紙 1-2）

1) 公募方法①

次のテーマの提案を募集します。

テーマ①：のり面・斜面の安定性評価に係るモニタリングシステムの現場実証

のり面・斜面の安定性の評価を行うために必要なデータを取得、収集・伝送、分析するモニタリングシステムの現場実証

(3) 河川堤防分野（別紙 1-3）

1) 公募方法①

次のテーマの提案を募集します。

テーマ①：堤体等の外観の変状の把握に係るモニタリングシステムの現場実証

堤体等の外観の変状を把握するために必要なデータを取得、収集・伝送、分析するモニタリングシステムの現場実証

テーマ②：漏水、侵食等の出水時における変状発生に係るモニタリングシステムの現場実証

漏水、侵食等の出水時における変状発生を把握するために必要なデータを取得、収集・伝送、分析するモニタリングシステムの現場実証

2) 公募方法②

次のテーマの提案を募集します。

テーマ③：維持管理の高度化・効率化に係るモニタリングシステムの現場実証

現状では、施設管理者は、定期点検要領等、要領類に定められた内容に基づき維持管理を実施しています。

維持管理の現場では、更なる“維持管理の高度化による安全性・信頼性の向上”、“維持管理の効率化によるコストの縮減・平準化”のニーズがありますが、財政面、体制面等の理由から、十分に実施できていないことがあります。

そこで、河川堤防等の状況の変化をモニタリング技術によって定量的に把握することにより、現状において十分な対応ができていないが、維持管理を高度化・効率化することが期待されていることを実現することを目的とします。なお、具体的な達成事項等は、申請者が提案するものとします。

2.3.2 モニタリング技術を社会インフラの維持管理業務へ適用するための技術的検証（別紙 1-4）

1) 公募方法③

実際の維持管理の業務において、モニタリング技術を適用する具体的方策及びそれを技術的に検証するための技術研究開発を募集します。

2.4 研究期間【共通】

本事業全体の期間は平成 26 年 10 月から 3~5 年程度を予定します。初年度についてはその執行期間を平成 27 年 3 月末までとします。

複数年を研究期間として応募した技術研究開発についても、2 年目以降については単年度ごとに応募していただき、単年度ごとの採択が必要です。なお、2 年目以降に応募する場合は、その継続を審査するために、それまでの成果等を報告していただき、技術研究開発の進捗と成果の見込みに応じて継続の採択をします。

2.5 参加方式【共通】

本事業では、国土交通省が技術研究開発を支援するため、国土交通省が管理している現場において実証を行うこととし、審査の結果、評価の高い申請者に対し、S I P（戦略的イノベーション創造プログラム）「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」を活用して、現場実証に係る費用を委託費として支払う方式（参加方式 A）と、自らの費用で現場実証を行う方式（参加方式 B）があります。

現場実証に係る公募においては、できる限り多くの技術の参加を促すため、必要最低限の要件を満たしている応募に実証する現場を提供することとします。また、参加方式 A については、予算の範囲内で審査を踏まえて採択を行います。参加方式 A が不採択となった場合でも、申請者は、任意で、参加方式 B によって参加することができます。参加方式 B による参加については審査後にあらためて参加の意志を確認します。なお、参加方式 B のみ参加を希望することもできます。

公募方法③においては、参加方式 B の採択はありません。

2.6 実施スケジュール（予定）【共通】

実施スケジュールは以下のとおりです。なお、スケジュールは今後変更することがあります。

平成 26 年	9 月 8 日(月)	: 公募開始
	9 月 11 日(木)	: 公募説明会 (4.5 参照)
	10 月 6 日(月)	: 公募締め切り (必着)
	10 月	: 審査 (ヒアリング審査を含む。) (注)
		: 実証現場の使用に関する施設管理者との調整
	10 月下旬	: 研究主体の決定、公表
	~11 月上旬	
	11 月	: 委託契約締結・実証開始

(注) ヒアリングは複数回実施する場合があります。

3. 応募資格・条件

3.1 応募資格【共通】

申請者は、以下のいずれかに該当する法人または研究者とします。また、研究代表者及び共同研究者は、以下のいずれかに該当する研究者とします。なお、技術研究開発の実施に当たり、補助作業的に研究等を担当する者、本事業の実施に必要な知識、情報、技術を提供する者については、以下に該当しない場合でも協力を受けることを妨げません。さらに、研究代表者の所属する法人は、契約時において、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であることが必要です。また、申請者が不正又は不誠実な行為をし、国土交通省が委託契約を締結する者として不適当であると認められる場合は、応募を受理いたしません。

- a. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学、同附属試験研究機関、その他公的研究開発機関又はこれらの法人に所属する研究者（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。）
- b. 研究を主な事業目的としている、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又はこれらの法人に所属する研究者。
- c. 日本に登記されている民間企業等で以下の基準を満たす者又は当該法人に所属する研究者。
 - 一 民法、商法その他法律により設立された法人であること。
（定款及び財務諸表を添付すること）
 - 二 応募した技術研究開発について実施する能力を有する機関であること。
また、日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。
（応募した技術研究開発について、自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料を記載・添付等すること。（例）研究開発施設や事務所の所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等）
 - 三 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

申請者は、本事業に対して応募を行うとともに、応募した技術研究開発が採択された場合には、当該技術研究開発全体に関して責任を負う者です。研究代表者とは、申請者が個人の場合は申請者と同一の者であり、申請者が法人の場合には、その法人に所属し、研究を中心的に進める研究者を研究代表者とします。また、共同研究者とは、主体的に技術研究開発を行うその他の研究者を意味し、当該技術研究開発の遂行に関して研究代表者と協力しつつ責任を分担して技術研究開発を行う者です。共同研究者の所属する法人が研究代表者の所属する法人と異なる場合には、共同研究体協定書を提出してください。

3.2 実施に当たっての条件【共通】

(1) 委員会における取組みへの協力

応募した技術研究開発が採択された後、当該技術研究開発の目標達成に向けて着実に推進するため、国土交通省が設置した産学官の分野から構成される委員会が実施する次の取組みに必要な協力（検証データの提供を含む。）をしていただきます。

- ・実施のための施設管理者等との調整
- ・現場実証により、モニタリングシステムが有効に機能することの確認

- ・技術的検証に必要な技術研究開発が有効に実施されていることの確認
- ・モニタリングシステムが維持管理に貢献する内容の確認
- ・モニタリングシステムを実運用するための技術面、制度面の課題の確認 等

(2) 実施計画書について

技術研究開発の参加者は、応募した内容に基づき、技術研究開発の計画について記した実施計画案を提出していただきます。また、委員会に設置されたワーキンググループや施設管理者等と実施計画案の調整を経て、最終的な実施計画を決定します。

参加者は、実施計画に基づき技術研究開発を実施していただきます。

(3) 重複応募の排除

1人の研究者が同一と認められる技術内容で、同一のテーマに重複して応募することはできません。

技術内容が異なる場合、対象とするテーマが異なる場合は複数に応募することができますが、多数の研究計画に参画することにより、現場実証に参加する者としての責任が果たせなくならないよう十分考慮の上応募してください。

4. 応募方法

4.1 提案書の作成に当たって【共通】

- 提案書の記載様式は別紙 2「平成 26 年度提案書等の作成方法」を参照ください。
- 別紙 2「平成 26 年度提案書等の作成方法」の別添 1 に従って研究代表者及び共同研究者の経歴書を作成してください。
- 提案書は日本語で作成してください。

4.2 提出書類・提出期限等【共通】

(1) 提出する書類等

表 2 提出する書類等に示す書類等を提出してください。

表 2 提出する書類等

提出書類等	部数	備考
提案書（様式 1～9） 注）	15 部（正 1 部、副 14 部）	別紙 2「平成 26 年度提案書等の作成方法」参照
【別添 1】研究代表者／共同研究者の経歴書	15 部（正 1 部、副 14 部）	別紙 2「平成 26 年度提案書等の作成方法」の別添 1 参照
【別添 2-1】申請者、研究代表者及び共同研究者の所属する法人の経歴書	1 部	法人の経歴書、研究機関の事業報告書等、役員名簿及び定款の写し等（最新のもの）及び事業部・研究所等の組織等に関する説明書
【別添 2-2】当該所属法人の損益計算書、キャッシュフロー及び貸借対照表の直近 3 年分	1 部	
【別添 2-3】e-Rad 応募内容提案書	1 部	4.3 を参照
【別添 3】参加を希望する参加方式について ※公募方法①②のみ	1 部	別紙 2「平成 26 年度提案書等の作成方法」の別添 3 参照
【別添 4】共同研究体協定書 ※複数の法人による共同提案を行う場合のみ	1 部	別紙 2「平成 26 年度提案書等の作成方法」の別添 4 参照
電子媒体 CD-R 1 部	1 部	提案書及び別添 1 から 4 を保存したもの

注) 参加方式 B のみを希望される方は様式 7 及び様式 8 の提出は不要です。

(2) 提出期限：平成 26 年 10 月 6 日（月）18 時必着

提出方法は郵送（書留郵便に限る）又は宅配便にて提出してください（持参、FAX、電子メールによる受付は致しません）。

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、国土交通省ホームページにてお知らせいたします。

(3) 提出先：国土交通省大臣官房技術調査課

モニタリング公募受付係 宛

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

※封筒に『社会インフラへのモニタリング技術の活用推進に関する技術研究開発に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※電子証明発行遅れ及び電子証明インストール不具合等外的要因によるやむを得ない事情により e-Rad への電子申請が期限に間に合わない場合、必ず事前に国土交通省大臣官房技術調査課に相談すること。なお、電子申請以外の提案書類の提出は必ず期限前に行う必要があります。

4.3 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録【共通】

応募に際し、あらかじめ e-Rad へ応募内容提案書（別添 2-3）を申請することが必要です。連名の場合には、それぞれの研究者での登録が必要です。詳細は、e-Rad ポータルサイト<<http://www.e-rad.go.jp/>>を確認ください。

4.4 提案書に不備があった場合【共通】

- 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は採択できません。
- 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

4.5 説明会の開催【共通】

本事業に関する説明会を以下のとおり開催します。ただし、席に限りがあるため、各団体の出席者の人数を制限する場合がありますので、ご了承ください。なお、説明会は日本語で行います。

出席希望者は、国土交通省の HP に掲載された説明会登録書式（別紙 3 参照）に必要事項を記載の上、平成 26 年 9 月 10 日（水）14 時までに、以下の登録先宛てに送付ください。（事前登録のない方はお断りする可能性がございます）

【説明会】

日時：平成 26 年 9 月 11 日（木）10：30～15：30

場所：合同庁舎 2 号館共用会議室 3A・3B

【登録先】

国土交通省大臣官房技術調査課 モニタリング公募担当（gicho-monitoring@mlit.go.jp）

※本登録により得られた個人情報は国土交通省大臣官房技術調査課が本公募の手続きのみのために用います。

※社会インフラへのモニタリング技術の活用推進に関する技術研究開発に係る公募について<http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000268.html>の資料欄にあるファイルをダウンロードの上ご持参ください。

4.6 注意事項【共通】

応募書類をはじめ、提出された応募関係書類はお返ししませんのであらかじめご了承ください。

5. 委託契約による費用の支援

5.1 採択予定数等【参加方式 A】

本事業における参加方式 A の採択予定件数等は次のとおりです。ただし、応募状況により変動する場合があります。

■公募方法①、公募方法②

【採択予定数】

- ・ 橋梁分野 : 6 課題程度
- ・ のり面・斜面分野 : 2 課題程度
- ・ 河川堤防分野 : 4 課題程度

【委託費（間接経費を含む）】

上限は 1 件当たり年間 1500 万円程度とする。

■公募方法③

【採択予定数】

- ・ 1 件程度

【委託費（間接経費を含む）】

年間 1 億円程度とし、初年度は 5000 万円程度とする。

5.2 委託契約の条件等【参加方式 A】

(1) 重複応募の取扱い

応募した技術研究開発に関して同一と認められる内容で、国土交通省及び他府省等の補助金及び研究委託等（競争的資金に限らない）を受けている場合、参加方式 A による採択はしません。

また、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じます。

- 1) 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部が他府省を含む他の競争的研究資金担当課（独立行政法人である配分機関を含む。）に情報提供する場合があり、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがあります。
- 2) 応募書類に記載されている他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況について事実と異なる記載があった場合は、不採択、採択取消し又は減額、返還を求めることがあります。

※ なお、上記のほか、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成 24 年 10 月 17 日改正）（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に準じるものとします。

(2) SIP への参加に伴う対応

参加方式 A の参加者（申請者、研究代表者、共同研究者その他技術研究開発に関係する者で、外注先や協力者を含む。以下同じ。）は、研究期間中に、SIP のプロジェクト推進会議に

よる技術研究開発の進捗管理、制度との整合性の確認調整、他の技術研究開発との連携効果の創出、開発成果の国内外への普及展開に資する検討等を積極的に図っていただきます。

研究期間中には、技術研究開発の成果の評価に併せてステージゲート審査による委託者の絞り込み、契約金額の見直し等を行う場合があります。

(3) 契約について

参加方式Aの参加者については、国土交通省が提示する委託契約書（案）に合意することが採択の要件となります。なお、契約期間は最長で1年となります。

(4) 「国民と科学・技術対話」への対応について

技術研究開発の参加者のうち、参加方式Aの対象者については、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否の判断については、研究活動自体への影響等も勘案して行います。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は単年度評価・終了時評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は成果報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により国土交通省に報告してください。

【参考】

平成22年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/sonota.html>>

5.3 契約主体【参加方式A】

委託契約は、原則、研究代表者の所属する法人と行います。共同研究協定を締結した場合は、当該共同体の代表者と行います。

5.4 契約期間【参加方式A】

契約期間は、最大1年間となります。複数年を研究期間として応募した技術研究開発においても、2年目以降の契約締結については、継続の採択と合わせて審査します。(5.2 (2) 及び10.3を参照)

5.5 委託費の支出可能日について【参加方式A】

技術研究開発にかかる経費が支出の対象となるのは委託契約書上の業務開始日以降となります。継続年度においても同様に継続年度の委託契約書上の業務開始日までは、本委託費からの経費の支出はできませんのでご注意ください。また、支払いは、原則完了時になります。

6. 委託費の範囲

応募した技術研究開発の計画遂行に必要な経費及び成果のとりまとめに必要な経費として以下の経費を計上できます。なお、以下の直接経費と間接経費の合計が委託費として計上できる額となります。

応募にあたっては、研究期間における所要の経費の概算を提出していただきますが、委託契約額は、応募技術の内容及び提案書に記載された金額等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも申請額とは一致しません。

なお、日本国の法令等を遵守し、適切な経理を行わなければなりません。

6.1 直接経費【参加方式A】

(1) 物品費

ア 設備備品費

技術研究開発の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその運搬、据付、保守等、に要する経費。ソフトウェア（機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの）を含む。なお、設備備品の定義・購入手続きは研究機関（民間企業等を含む。）の規程等によるものとする。ただし、市場でリース・レンタル可能なものについては、原則、購入できないものとし、市場にレンタル等が可能でない場合は、別途協議の上、必要に応じて計上可能とする。また、モニタリングシステムに係る装置類そのものの研究開発費、及び設備備品の購入等にかかる費用は対象外とする（モニタリング装置類は申請者が用意する）。

イ 消耗品費

技術研究開発の実施に直接要するもので以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。なお、消耗品の定義・購入手続きは研究機関（民間企業等を含む）の規程等によるものとする。

- ・市販ソフトウェア ※バージョンアップを含む
- ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM 等

(2) 人件費・謝金

ア 人件費

○技術研究開発に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者※の経費

- ・研究代表者及び共同研究者本人の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等
- ・ポスドク等、研究代表者又は共同研究者が所属する法人で直接雇用する研究員の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等
- ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用
- ・他法人からの出向研究員の経費 等

ただし、国及び地方公共団体からの交付金等で職員の人件費等を負担している法人（地方公共団体を含む）の研究員の人件費については、対象とはなりません。

※主体的に研究を担当する研究者とは、研究代表者及び共同研究者並びに研究代表者及び共同研究者が所属する法人で直接雇用する研究員のことをさす。

- 技術研究開発に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費
- ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント
 - ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員
 - ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書 等
- *人件費の算定にあたっては、研究機関（民間企業等を含む）の給与規程等によるものとする。

ただし、研究補助者等の研究代表者、共同研究者以外の人件費については、技術研究開発に直接従事する時間数により算出した金額のみが支払いの対象となります。この場合、作業日誌等により十分な勤務管理を行う必要があります。また、支払う経費のうち、労働の対償として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）については、支払いの対象となりません。

（労働者派遣事業者との契約により研究者等を受け入れるために必要な経費については申請できます。）

イ 謝金

技術研究開発の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費

- ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆、査読、校正（外国語等）等）
- ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金
- ・通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱）
- ・学生等への労務による作業代 等

謝金の算定にあたっては、研究機関（民間企業等を含む）の謝金支給規程等によるものとする。

(3) 旅費

旅費に関わる以下の経費。

- ① 技術研究開発を実施するにあたり主体的に研究を担当する研究者及び研究補助者（学部学生・大学院生を含む）の外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む（ただし、委託事業期間内で委託費の対象となった技術研究開発の成果発表を行う場合に限る）。10.2 の発表会及び終了時評価を行う委員会に参加する場合は、委託事業期間外のため、対象とはなりません。
- ② 上記①以外の技術研究開発への協力者（有識者など）に支払う、技術研究開発の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）
- ③ 外国からの研究補助者（大学院生を含む）の招待経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費）
- ④ 主体的に研究を担当する研究者が赴任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）等

ただし、旅費の算定にあたっては、研究機関（民間企業等を含む）の旅費規程によるものとする。旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）を含む。（旅行雑費とは空港使用料、旅券の交付手数料、査証手数料、予防注射料、出入国税の実費額、燃油サーチャージ、航空保険料、航空券取扱手数料等をいう。）

(4) その他

ア 外注費

外注に関わる以下の経費

技術研究開発に直接必要なデータの分析、処理プログラムの作成、装置のメンテナンス等の外注にかかる経費・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として技術研究開発において購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負・実験動物等の飼育、設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負）等

※ただし、技術研究開発の主たる部分（技術研究開発における総合的企画、遂行管理、研究開発手法の決定及び技術的判断等）については外注を認めない。

※申請者が民間企業に所属する研究者の場合、社内発注ができます。この場合の支払額は人件費においては実働に応じたもの、消耗品費等は実費に限ります。

※なお、モニタリングシステムに係る装置類そのものの研究開発費、及び設備備品の購入等にかかる費用は対象外とする（モニタリング装置類は申請者が用意する）。

イ その他（府省共通経費取扱区分表参照）

技術研究開発にかかる資料等の印刷、製本に要した経費。本事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費。技術研究開発の実施に直接必要な物品の運搬、送付、データの送受信等の通信・電話料。技術研究開発の実施に使用する機器装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費。その他各項目以外に、技術研究開発の実施に直接必要な経費

※直接経費の執行にあたっては、収入および支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類（領収書等）を保管すること。

6.2 間接経費【参加方式A】

管理部門の経費（管理経費）及び複数の研究者が共通的に使用する施設及び情報基盤に係る経費（共通業務費）等、技術研究開発の実施を支えるための経費として、中小企業・大学等の場合には直接経費の15%を上限とし、それ以外は10%を上限として計上してください。ただし、大学が受託する場合で、研究実績を有しているものの、研究を確実に実施するために大学における研究環境や管理体制への対応が必要と認められる場合には、大学が自ら使用する経費については、間接経費（一般管理費）を30%まで認める場合があります。なお、間接経費は千円単位を切り捨て、万円単位で計上してください。

また、間接経費の執行にあたっては、委託費が支払われる研究者の所属法人の長の責任下で、使途の透明性を確保し支出に関する証拠書類（領収書等）を保管する等、適切な執行・管理を行うこととします。

6.3 申請できない経費【参加方式A】

本委託費は、応募した技術研究開発を遂行する上で必要な一定の研究組織、研究用施設及び設備等の基盤的研究環境が最低限確保されている研究機関の研究者又は公益法人等を対象としているため、技術研究開発の計画の遂行に必要な経費であっても、次のような経費は申請することはできませんので留意してください。

- (1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
ただし、本委託費で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請できます。
- (2) 技術研究開発に直接参加する研究者（国及び地方公共団体からの交付金等で職員の人件費等を負担している法人（地方公共団体を含む）の研究者）の人件費
ただし、国及び地方公共団体からの交付金等で職員の人件費等を負担している法人（地方公共団体を含む）の研究者以外の人件費等については、申請できます。
- (3) 研究補助者等に支払う経費のうち、労働の対償として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）
ただし、労働者派遣事業者との契約により研究者等を受け入れるために必要な経費については申請できます。
- (4) 技術研究開発に発生した事故・災害の処理のための経費
- (5) その他、技術研究開発の実施に関連性のない経費

7. 採択案件の選定

7.1 審査の方法【共通】

審査は、委員会に設置されたワーキンググループにおいて行います。審査の過程で、必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、審査は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

7.2 審査の手順【共通】

提出された提案書について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、提案書の内容について書面審査、ヒアリング審査を行い、採択する案件を決定します。

なお、ヒアリング審査は、書面審査をした上で選定された応募技術について行います。ヒアリング審査は、平成26年10月中旬～10月下旬頃の実施を予定しており、ヒアリング対象者には、対象者の決定次第ご連絡します。

7.3 ヒアリング審査の出席者【共通】

原則として研究代表者としますが、やむを得ない場合は共同研究者による発表も可能とします。

7.4 審査基準【共通】

(1) 応募資格による審査

応募要件を満たしているかを審査します。

「3. 応募資格・条件」に示す内容に対する適性を審査し、問題がある場合には不採用となります。（審査項目（「3. 応募資格・条件」参照））

(2) 基礎的な要件に関する審査【公募方法①②共通】

現場実証への適性について、最低限の要求水準を満たしているか否かを評価します。基礎的な審査において要件に適合しない場合には不採択となります。

以下に示す基礎的な審査項目それぞれについて審査を行います。

- 1) 提案技術
 - ・提案の全体概要・構成要素の詳細
- 2) 構成要素
 - ・計測種別、計測装置等の内容
- 3) 要素技術等の現状
 - ・要素技術の開発状況
- 4) 技術の導入・運用コスト
- 5) 技術を使用する場合の条件
- 6) 実施体制

(3) 技術の内容に関する総合的評価【公募方法①】

以下に示す審査項目などにより総合的に評価します。

- 1) システムの成立性
- 2) 経済性・効率性
- 3) 信頼性
- 4) 汎用性
- 5) 処理速度
- 6) 利便性
- 7) 現場実証成果の実用化・事業化の見込み
- 8) その他特徴など

(4) 技術の内容に関する総合的評価【公募方法②】

以下に示す審査項目などにより総合的に評価します。

- 1) モニタリングデータの維持管理における活用方策（達成事項）
 - モニタリング技術により達成する内容（把握する事象の内容等）の妥当性について評価します。
- 2) システムの成立性
- 3) 経済性・効率性
- 4) 信頼性
- 5) 汎用性
- 6) 処理速度
- 7) 利便性
- 8) 現場実証成果の実用化・事業化の見込み
- 9) その他特徴など

(5) 技術の内容に関する総合的評価【公募方法③】

以下に示す審査項目などにより総合的に評価します。

- 1) 維持管理業務への適用のための技術的検証等の妥当性
 - 維持管理業務への適用方策の内容や、想定しているモニタリング技術及び取得データの内容、モニタリング技術により得られる計測データと劣化・損傷との関係性の検証方法な

どモニタリング技術を維持管理業務へ適用するために必要な技術的検証等の内容ごとに、的確性、実現性及び独創性等について評価します。

2) 他の社会インフラの分野への展開に向けた将来性

他の社会インフラの分野への応用性等の内容を評価します。

3) 実施体制

7.5 採択結果の公表及び通知【共通】

(1) 採択結果の公表について

審査結果については、申請者に通知します。また、採択された提案の概要（技術名称、申請者名及び事業概要）は、国土交通省のホームページ等で公開します。不採択となった提案については、その旨を不採択となった理由とともに申請者へ通知します。

(2) 審査委員の公表等について

審査員の所属、氏名については、採択後に公表します。

(3) 附帯条件

採択に当たって条件（研究体制の変更、費用の見直し等）を付す場合があります。

7.6 施設管理者との調整、施設管理者との協定の締結について【共通】

実証現場については、公募締め切り後、応募されたモニタリングシステムの特性、申請者の意向を参考に国土交通省が候補地を提示し、実証現場の調整を行います。

また、実証現場の施設管理者との間で締結する協定書に合意して協定を締結することが、申請者が現場実証に参加する要件となります。協定では、現場実証の実施にあたっての申請者の義務や成果の取り扱い等について取り決めることを予定しています。

8. 個人情報等の取扱い等【共通】

提案書は、申請者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、応募技術の内容によっては、他の公的資金との重複の排除の調査等のため、提案に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

9. 知的財産権に関する事項

9.1 参加方式 A の場合【参加方式 A】

技術研究開発の成功と成果の実用化・事業化による国益の実現を確実にするため、優れた人材・機関の参加を促すためのインセンティブを確保するとともに、知的財産等について下記のとおり適切な管理を行います。なお、国土交通省は特許等の出願・登録状況を公開できるものとします。

(1) 知財委員会

テーマごとに、必要に応じ、知財委員会を設置します。

各テーマ内の技術研究開発の成果に関する論文発表及び特許等の出願・維持等の方針決定等のほか、必要に応じ知財権（バックグラウンド知財権、フォアグラウンド知財権、その他の知財権）の実施許諾に関する調整など、知財の管理・運営等に関わる事項については、原則として、テーマごとに知財委員会を設置し、知財方針等を整備の上、審議・決定を行います。

本事業の成果全体の知財方針及び各テーマ間にまたがる知財の管理・運営等に関わる共通的な事項については、主要な関係者、専門家を加えた知財全体委員会（仮称）等を国土交通省において開催し、方針について協議の上、決定を行うものとします。

(2) 知財権に関する取り決め

国土交通省等は、秘密保持、バックグラウンド知財権（研究代表者やその所属法人等が、本事業の参加前から保有していた知財権及び本事業の参加後に本事業の委託費によらず取得した知財権）、フォアグラウンド知財権（本事業の委託費により発生した知財権）の扱い等について、予め委託先との契約等により定めておきます。その際、本事業の各種規程に定めなき事項、およびこれら規程の解釈に疑義が生じたときは、法令の規定に従うほか、申請者は誠意をもって協議し、解決するものとします。

また、本事業による技術研究開発の成果である特許権等について専用実施権又は独占的通常実施権を設定した場合は、当該特許権等の使用が想定される国の直轄工事若しくは直轄調査の入札又は当該特許権等を用いて製造される製品に係る国の物品調達の入札に参加しないことを条件とします。また、この場合、実施権設定の際に専用実施権者又は独占的通常実施権者に対しても、上記の入札に参加させないことを契約等において定めることを条件とします。

(3) バックグラウンド知財権の実施許諾

他の申請者へのバックグラウンド知財権の実施許諾は、当該知財権者が定める条件に従い、知財権者が許諾可能とします。

当該条件などの知財権者の対応が、本事業の推進（技術研究開発の実施のみならず、成果の実用化、事業化を含む）に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得ることとします。

(4) フォアグラウンド知財権の取扱い

フォアグラウンド知財権は、原則として産業技術力強化法第 19 条第 1 項を適用し、発明者である研究代表者の所属法人（委託先）に帰属させることとします。

再委託先等が発明し、再委託先等に知財権を帰属させる時は、知財委員会による承諾を必要とします。その際、知財委員会は条件を付すことができることとします。

知財権者に事業化の意志が乏しい場合、知財委員会は、積極的に事業化を目指す者による知財権の保有、積極的に事業化を目指す者による知財権、実施権の設定を推奨します。

参加期間中に自らの意志で脱退する者に対しては、当該参加期間中に本事業の委託費により得た成果（複数年度参加していた場合には、参加当初からの全ての成果）の全部または一部に関して、脱退時に国土交通省等に無償譲渡させること及び実施権を設定できることとします。

知財権の出願・維持等にかかる費用は、原則として知財権者による負担とします。共同出願の場合は、持ち分比率、費用負担は、共同出願者による協議によって定めることとします。

なお、国外機関等については産業技術力強化法第 19 条第 1 項を適用せず、知財権は国土交通省等と外国機関等の共有とします。また、その他、国外機関等における知的財産の取り扱いについては国土交通省及び本事業にて定める方針に従ってください。

(5) フォアグラウンド知財権の実施許諾

他の申請者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、知財権者が定める条件に従い、知財権者が許諾可能とします。

第三者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、申請者よりも有利な条件にはしない範囲で知財権者が定める条件に従い、知財権者が許諾可能とします。

当該条件などの知財権者の対応が、本事業の推進（技術研究開発の実施のみならず、成果の実用化・事業化を含む）に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得ることとします。

なお、申請者側がフォアグラウンド知財権又は当該知財権を受ける権利の全部若しくは一部を譲渡しようとするときには、譲渡を受ける者から相当の対価の支払いを受けること、並びに、専用実施権及び独占的な通常実施権を設定した場合は国の直轄工事、直轄調査の入札及び当該特許等を用いて製造される製品に係る国の物品調達の入札に参加できないことを契約等において定めた上で行うとともに、国土交通大臣へ報告して頂きます。

(6) フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転の承諾について

産業技術力強化法第 19 条第 1 項第 4 号に基づき、フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転には、合併・分割による移転の場合や子会社・親会社に知財権の移転、専用実施権の設定・移転の場合等（以下、「合併等に伴う知財権の移転等の場合等」という。）を除き、国土交通省等の承認を必要とします。

合併等に伴う知財権の移転等の場合等には、知財権者は国土交通省等との契約に基づき、国土交通省等の承認を必要とします。

合併等に伴う知財権の移転等の後であっても国土交通省は当該実施権にかかる再実施権付実施権を保有可能とします。当該条件を受け入れられない場合、移転を認めません。

(7) 終了時の知財権取扱いについて

技術研究開発の終了時に、保有希望者がいない知財権等（ノウハウ等を含む）については、知財委員会において対応（放棄、あるいは、国土交通省等による承継）を協議することとします。

9.2 参加方式 B の場合【参加方式 B】

現場実証により生じた特許権等の知財権は、申請者に帰属します。なお、国土交通省は特許等の出願・登録状況を自由に公開できるものとします。

10. 技術研究開発の成果に関する取り扱い

本事業に参加する者が、技術研究開発の成果について遵守すべき事項を以下に示します。

10.1 成果報告書の作成【共通】

本事業の技術研究開発の参加者は、以下を遵守してください。

(1) 成果報告書

当該年度に行った技術研究開発によって得られた成果について成果報告書（検証データ等を含む。）を作成し提出していただきます。

(2) 総合成果報告書

研究期間終了後（複数年の技術研究開発では最終年度終了後）、研究期間に行った技術研究開発によって得られた成果（検証データ含む）について、総合成果報告書を作成し提出していただきます。

※国土交通省は提出された成果報告書及び総合成果報告書を自由に公開できるものとしません。なお、妥当な理由がある場合は、その公開範囲、対象、時期を適宜調整します。

10.2 技術研究開発の成果の発表【共通】

本事業の技術研究開発の参加者は、技術研究開発で得られた成果について、委託契約の内容及び施設管理者との協定内容等を遵守した上で、国内外の学会、マスコミ等に公表し、積極的に現場実証成果の公開・普及に努めていただきます。また、研究期間の終了年度の翌年度に、成果の報告会を開催し、得られた成果について発表していただく場合があります。成果の報告会の参加費用については、参加者側の負担となります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、当該委託費の成果であることを必ず明記し、公表した資料については提出していただきます。

10.3 技術研究開発の終了時評価【共通】

技術研究開発の参加者は、研究期間の終了年度の翌年度に委員会において評価（終了時評価）を実施します。技術研究開発の参加者は、終了時評価に必要な資料の提出等の対応をしていただきます。

技術研究開発の参加者は終了時評価にかかる資料を作成して頂くとともに、委員会におけるヒアリングに出席して頂きます。委員会の参加費用については、応募側の負担となります。評価結果につきましては国土交通省ホームページにおいて公表する場合があります。

なお、現場実証の参加者のうち、参加方式Aの対象者については、委託費の配分の妥当性などについて評価を行う場合があります。

10.4 技術研究開発の追跡調査・評価【共通】

技術研究開発の終了後、本研究成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。

11. 技術研究開発の参加者の責務等

11.1 守秘義務【共通】

現場実証に関係したすべての参加者は、実証の実施過程で取得した情報（モニタリングデータ、実証現場に関して貸与・提供されたデータ等）、を無断で第三者に提供することは認められません。詳細は、実証現場の施設管理者との間で締結する実証試験の実施に関する協定書において定めます。

また、申請者、研究代表者及び共同研究者は、本事業を通じて知り得た他の研究者の技術情報が漏洩しないよう、守秘義務を徹底してください。

11.2 研究費の不正使用・不正受給について【参加方式 A】

本事業の研究費の不正使用及び不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講じます。

- (1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は委託契約の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、国土交通省大臣官房技術調査課による公募（本事業を含む）への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属法人、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、不正使用に係る処分等をした年度の翌年度以降1年間から10年間とします。
- (2) 偽りその他不正な手段により研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、国土交通省大臣官房技術調査課による公募（本事業を含む）への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属法人、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、不正受給に係る処分等をした年度の翌年度以降5年間とします。

- (3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、国土交通省大臣官房技術調査課による公募（本事業を含む）への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該義務違反の概要（義務違反をした研究者名、制度名、所属法人、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、善管注意義務の違反に係る処分等をした年度の翌年度以降1年間又は2年間とします。
- (4) 申請者の所属法人は「競争的資金の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成20年10月21日）」に準じて、本事業の研究費を適正に管理する体制を整備する必要があります。

11.3 研究上の不正行為への対応【共通】

本事業による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- (1) 不正行為に関与した者については、国土交通省大臣官房技術調査課による公募（本事業を含む）への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属法人、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限する場合があります。これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2年間から10年間とします。
- (2) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とします。この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とします。

※ なお、11.2、11.3については、上記のほか、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成24年10月17日改正）（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に準じるものとします。

12. その他

12.1 技術研究開発の管理【共通】

技術研究開発の参加者は、技術研究開発の推進上のマネジメント、成果の発表等技術研究開発の推進全般について責任を持っていただきます。特に、各種書類の作成や定期的な報告書等の提出等については、申請者の責任の下一括して行うようにしていただきます。

また、参加方式Aの対象者については以下について遵守してください。

- ・申請者が個人の場合には、委託費に係る経理事務については、原則として、所属法人の事務局に経理事務（口座の管理、会計帳簿への記帳・管理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）を委任してください。
- ・申請者が民間企業等の場合においても同様に、委託費に係る経理事務については、原則として、所属法人の事務局が経理事務（口座の管理、会計帳簿への記帳・管理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）を行います。

ただし、委託費の管理責任については、申請者が負いますのでご注意ください。また、共同研究者の所属法人が研究代表者の所属法人と異なる場合、各共同研究者への委託費については共同研究協定書にて定めた分担する業務の費用に基づき、申請者より配分を行うものとします。

12.2 技術研究開発の休止について【共通】

技術研究開発の実施中に予測不可能な事態が発生すること等により、技術研究開発の継続が困難な場合、1年に限り休止の申請を行う事が出来ます。